

定期積金規定 新旧対照表

改定後	改定前
<p>5.(給付補填金等の計算)</p> <p>(2)(略)。</p> <p>①(略)</p> <p>②この積金を第10条第1項および第5項の規定により満期日前の解約をする場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、下記の第3号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③④(略)</p>	<p>5.(給付補填金等の計算)</p> <p>(2)(略)</p> <p>①(略)</p> <p>②当金庫がやむを得ないものと認めて満期前の解約をするとき、および第8条第2項の規定により解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③④(略)</p>
<p>8. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この積金は、第10条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第5項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約や利用をお断りするものとします。</p>	<p>(反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この積金は、第8条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。</p>
<p>9. (取引の制限等)</p> <p>(1)当金庫は、積金契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。積金契約者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する積金契約者の回答、具体的な取引の内容、積金契約者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3)日本国籍を保有せずに本邦に居住している積金契約者は、在留資格および在留期間その他必要な事項を当金庫の指定する方法によって取引店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(4)前3項に定めるいずれの取引等の制限についても、積金契約者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>(新設)</p>
<p>10. (解約)</p> <p>(1)この積金は、当金庫がやむを得ないと認め</p>	<p>8.(解約)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>る場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2)(略)</p> <p><u>(3)前項の解約手続きに加え、この積金の解約の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p><u>(4)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u></p> <p>① <u>この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p>② <u>当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって積金契約者について確認した事項または前条第1項もしくは第3項の定めにもとづき積金契約者が回答または届出した事項について、積金契約者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合</u></p> <p>③ <u>前条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合</u></p> <p>(5)(6)(略)</p>	<p>(1)(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)(3)(略)</p>
<p>11. (通知等)</p> <p><u>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>12. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1)通帳や印章を失ったとき、または、印章、<u>名称</u>、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。</p> <p>(2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の<u>届出を行わなかったこと</u>により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(3)(略)</p> <p>(4)通帳を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、<u>ウェブサイトに掲げる</u>手数料をいただきます。</p>	<p>9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1)通帳や印章を失ったとき、または、印章、<u>氏名</u>、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)(略)</p> <p>(3)通帳を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、<u>当金庫所定の手数料</u>をいただきます。</p>
<p>13. (成年後見人等の届出)</p>	<p>10. (成年後見人等の届出)</p>

<p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>また、積金契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも同様に届出てください。</u></p> <p>(2) ～(4)(略)</p> <p>(5) 前4項の<u>届出を行わなかったこと</u>により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 (追加)</p> <p>(2)～(4)(略)</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>
<p>14. (印鑑照合) 通帳、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(以下条項番号を変更)</p>	<p>11.(印鑑照合等) 通帳、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、<u>それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p>
<p>15. (休眠預金等活用法に係る異動事由) (略)</p>	<p>(別冊より移行)</p>
<p>16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (略)</p>	<p>(別冊より移行)</p>
<p>17. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (略)</p>	<p>(別冊より移行)</p>
<p>18. (規定の変更) (1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより変更できるものとします。</u> (2) <u>前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>	<p>(新設)</p>